

資料

鉄光「法学理論戦線の戦闘的任務」

西村幸次郎 訳

一

一九六三年二月二六日、周揚同志は、中国科学院哲学社会科学部委員会第四回拡大会議において、「哲学社会科学担当者の戦闘的任務」と題する報告をした。彼はその報告で、われわれに当面の理論戦線が直面する情勢を分析し、わが国哲学社会科学のあるべき活動方針を提起したほかに、さらに今後の活動任務を提起し、われわれが積極的に行動し、当面の闘争に参加し、マルクス・レーニン主義をまもり宣伝し発展させるために新しい貢献をなすことを呼びかけた。

周揚同志が彼の報告でわれわれに指摘した第一の、しかもも

鉄光「法学理論戦線の戦闘的任務」

つとも重要な任務の一つは、現代修正主義を批判し、マルクス・レーニン主義をあらためて学習し宣伝することである。

この任務は、疑いもなく法学戦線をふくむわが国哲学社会科学の各戦線の共同の任務である。

われわれは、当面する国際情勢が正に二つの勢力の激烈な格闘の時期にあるということを、知っている。一方で、革命運動は次から次へと盛んに起って勝利を絶えず勝ちとっている。他方で、帝国主義、各国反動派、反動的民族主義および国際共産主義運動における各種の日和見主義分子は、正に労働者階級、各国の革命的人民に対して連合して攻撃を加え最後のあがきをしている。イデオロギー領域においては、革命的なマルクス・

レーニン主義は、正に現代修正主義と世界史的意義を有する大論戦を行なっている。この論戦は、正に周揚同志が彼の報告で述べているように、「世界革命の前途にかかり、全人類の運命にかかわる」大論戦である。

現代修正主義は、旧来の修正主義の新しい条件下での復活、発展である。學術領域では、それは國際共產主義運動における日和見主義的政治路線の伝声管であり、その弁護人である。それは、實質的にはブルジョア思想の一種であり、帝國主義の要求に適合して生まれ帝國主義に奉仕するものである。現代修正主義者は、國際共產主義運動の団結を破壊し、國際プロレタリアートと各國人民の革命を阻止瓦解し、その非革命と反革命の目的を実現するために、マルクス・レーニン主義の革命路線に対してだけでなく、その理論的基礎に対しても氣違いじみた攻撃を加える。彼らは、政治面だけでなく哲學社会科学の各領域からも、マルクス・レーニン主義を全面的、徹底的に修正しようとしている。

法学分野の状況はどうか。

現代修正主義者は、彼らのその他の社会科学分野におけると同様に、法学分野でもマルクス・レーニン主義の法に関する基本原理に対して攻撃を加え、でたらめきわまる改纂と修正をしている。彼ら——現代修正主義法学者たちは、法は階級的概念で

あるというマルクス・レーニン主義の原理に全く背き、「法に関するマルクス・エンゲルスの概念は、その、人を満足させることのできない性質をすでに明らかに現している」などとなりたて、彼らの修正主義大家たちが國家に關しての、また、プロレタリアート独裁に關してのマルクス・レーニン主義の學說に対してでたらめないわゆる「全人民國家」「全人民の民主主義的國家」を真正面から提起した後、ただちに法の一般理論の問題においても、改纂と修正を行ない、いわゆる「全人民の法」「全人民の適法性」もしくは「全人民の社會主義的民主主義的適法性」というような修正主義の謬論をまねて、マルクス・レーニン主義と對立するのである。現代修正主義の大家たちが、「國家は一階級が他の階級を鎮壓する道具である」ということを否定すると同様に、現代修正主義法学者たちも、「法は支配階級の意志の反映である」ということと、それは國家と同様に「一階級が他の階級を支配する階級的道具」であるというマルクス・レーニン主義の法の本質に關する著名な原理を否定して、「現段階の法は全人民の利益と意志を反映する道具」であり「社會主義の法は、社會もしくは社會の一部の人に全く強制されるのではない」などとでたらめをいう。彼らは、法の強制的屬性を否定すらし「社會主義の法は開始するやいなや國家の強制とは何らの關係もなくなる」などとでたらめをいう。彼らは、さらに適法

性の原則問題において歪曲を行ない、社会主義的適法性の「民主主義的原則」およびいわゆる「人道主義的原則」なるものを大いに論じ、「民主主義」と「人道主義」とをその他のすべての適法性原則の上におく。彼らにあっては、現段階において「社会主義法の民主主義的内容を反映する諸特徴およびその民主主義の原則が第一の地位に高められ」、「社会主義的人道主義はあらゆるソビエトの法律制度の中につらぬかれている」などという。刑法分野では、彼らはヴィンンスキーの法に関する定義をむちゃくちゃに攻撃し、彼の提起する刑法の鎮圧機能は「適法性破壊」を認め、スターリンの「専横行為」のために弁護をし、理論的根拠を提供するものであるとのしる。彼らは、さらに社会主義国家の社会の犯罪現象は主として階級と階級闘争の反映というマルクス・レーニン主義の論断を承認しようとせず、真相を故意におおいかくし、それらを「消極的現象」「異常現象」「反社会的行為」もしくは各個人の「ゆきすぎ行為」などとかたくなに呼ぶのである。さらに、「具体的、総合的、社会学的」方法で刑罰と犯罪の問題を研究することを提起するが、階級分析の方法を決して語ろうとしない。民法もしくは経済法（ある人の主張のように）、労働法、コルホーズ法等の分野でも、現代修正主義者は同様にいわゆる「民主」といわゆる「自由」の原則を一面的に強調し、個人の権利と自由を「保護」または「拡大」

し、もしくは「個人の財産と所有権を保護する」などと豪語し、企業の「民主と自由」を宣揚し、「物質的刺激の原則」を宣揚する。「法は種々の社会福利を分配する客観的で必要な手段である」「法は「物質的刺激の原則を貫徹する側面に対して重大な役割を果たす」等々といい、そして社会主義的所有制を保護し、集団利益と公共財産を保護し、および社会主義的計画生産、計画経済、労働に應ずる分配等の原則を貫徹する必要性を根本的に提起せず、もしくは口先では言っても実質的には全く否定もしくは軽視する。彼らは、さらに社会主義的民主主義を拡大することをつとめて吹聴し、もしくはチトー集団が誇張するように、彼らの政治制度においていわゆる「直接民主主義」「社会的自治」を実行しようとする。このようなやかましい議論において現代修正主義者は、すでに彼らの現在の政権機構を「もっとも広汎な大衆的組織」もしくは「社会主義社会の勤労者の全人民的組織」などと呼んでおり、このようにして彼らが提出を予定している、いわゆる「全人民の社会主義国家憲法」のために理論上の基礎作業を充分に行なったのである。現代修正主義者は国際法に対しても同様の手法を使用している。長期にわたり彼らは平和共存の原則をずっと一面的に強調し、「国家の平和共存と協力」を国際法の「基礎」であるという。そして、「現代国際法は平和共存の国際法である」などというのである。このような

理論の指導の下に、彼らは国際的階級闘争の現実を全く無視し、マルクス・レーニン主義の帝国主義的本質についての著名な論断を無視し、それを一般の資本主義国家と同一のものとして看なし、それとのいわゆる「共存と協力」の「可能性」ひいては「必然性」を「探し求め」ようとする。彼らのこのようないわゆる理論的「正しさ」を実証するために、彼らは「核兵器」という伝家の宝刀をとりだして彼らの「有力な」論拠とする。「われわれのこのような技術の空前なる進歩において、『その破壊力が人々の想像しうる範囲を越える武器』の時代が出現し……国際法に対する破壊は、破壊の結果をもたらず」などという。

したがって、「各国の平和共存を保証するために」、帝国主義のすべての道理のない要求と不法行為に対して妥協と譲歩をしなければならず、帝国主義者が他国の内政に干渉し、他国の主権を侵害し、植民地の民族民主革命運動を鎮圧し、他国政府を転覆する「権利」を黙認しなければならず、彼らの鼓吹するいわゆる「国際法治」もしくは「世界秩序」を維持しようとする合法性を黙認しなければならない。彼らは、いわゆる国際法の作用が各国間の平和共存を保障する以外に、さらに、「一般的な国際民主主義法治を保証する」というような理論の指導の下に、自分たちのために国際連合が帝国主義の操縦の下で採用されたいくつかの不法決議に賛成投票することを弁護し、自分たちのた

めに帝国主義が国際連合を頼りにしていわゆる「国際部隊」もしくは「国際警察部隊」を派遣して他国に対して侵略を行なうことを弁護し、自分たちのために他国の主権を犠牲にし、帝国主義の言いがかりと嚇しに屈従することを弁護することになるのではないか！現代修正主義者は、マルクス・レーニン主義の法に関する各種の原理に対して歪曲と改竄を行なうが、その目的はほかでもなく、彼らのこのような法の階級の本質に対する改竄と修正を通じて、人々の法に対する認識をあいまいにし、もしくは転換し、社会主義法の鋒先を階級敵に対してではなく、人民自身に対して向けさせ、最後にはプロレタリアート独裁を墮落変質せしめ、それによって資本主義の復活に道をほききよめるためにほかならない。

現代修正主義者がマルクス・レーニン主義の法に関する原理を改竄し修正する目的は、きわめて悪辣、陰險であって、彼らのマルクス・レーニン主義法学担当者に対する攻撃も全く烈しい。マルクス・レーニン主義社会科学の構成部分の一つとしての、わが法学研究の担当者は、このような状況に対してけつして等閑視することはできないし、無関心な態度をいっそうとることができない。われわれは、周揚同志の要求のように、革命理論戦士のあるべき態度でわれわれが直面する任務に対処し、積極果敢に闘争の中に参加し、法学分野から現代修正主義法学

理論を徹底的に批判し紛砕し、マルクス・レーニン主義を守り
発展させるために、しかるべき貢献をしなければならない。

すべての反マルクス・レーニン主義法学思想に反対する闘争
において、わが国法学理論戦線はこれまで最前列にあり、ま
た、すぐれた戦闘的伝統をもっている。解放以来、われわれは
偽『六法全書』の廃棄、旧法観点反対、司法改革、反右派闘争
およびブルジョア法学思想批判等の運動において、これまで党
と毛沢東同志の指導の下に、闘争に積極的に参加し推し進めて
きた。現在、現代修正主義に反対するという新しくいつそう光
榮、偉大な任務に直面して、当然ながら正義のために後も振り
向かずに進み、最大の信念で直面する任務を迎え、戦闘に勇
敢に参加すべきである。

われわれが、現代修正主義法学理論に反対すると同時に、す
べての旧法観点、旧法思想にひきつづき反対することはやはり
充分に必要なことである。前にすでに述べたところであるが、
現代修正主義は實質上ブルジョア思想の一種であり、ブルジョ
ア思想の新しい条件下での反映である。旧法思想は、わが国に
ついていえば、封建的法学思想とブルジョア法学思想の混血児
であり、その中で主要なものはやはりブルジョア法学思想であ
る。このような思想が根絶されなければ、現代修正主義法学思
想に反対する闘争も徹底的勝利をかちとることができない。だ

から、現代修正主義法学理論に反対する闘争において徹底的勝
利をかちとるために、ひきつづき旧法思想に反対することは依
然としてわが国法学理論戦線の重要な任務の一つである。

二

周揚同志は、彼の報告でさらに現代の革命闘争における問題
および経験を研究し総括する問題を提起し、また、このことは
哲学社会科学担当者がもっとも重要な地位に置くべき任務であ
ると指摘している。

われわれは、マルクス・レーニン主義の學術研究活動が社会
主義の経済的基礎に奉仕し、また当面の革命の政治闘争に奉仕
するものであることを知っている。われわれの法学研究活動も
その他の學術研究活動と同じように、これまで「理論が實際に
結びつくこと」、「当面のプロレタリアートの政治に奉仕するこ
と」を活動方針および基本的任務としている。したがって、現
代の革命闘争の経験と問題を研究すること、とりわけわが国の
革命と建設における法制実践と政法活動の経験と問題を研究す
ることは、わが国法学研究活動のもっとも重要な活動任務であ
らねばならない。

20〜30年来、とりわけ全国解放以来、わが国の革命法制活動
とその他の政法活動は、党と毛沢東同志の指導の下に、わが国

の革命と建設の事業において、これまで重要な役割を果たしてきたし、また、ひきつづき果たしており、大きな成果をもちとり、同時に豊富な経験をも積み重ねた。これらの経験は、われわれがすみやかに毛沢東思想の指導の下に、系統的で深い研究を進め、かつ、研究の基礎の上に、科学的価値を有する法学の論文著作を著し、それによって、われわれの政法實際活動を推進することを必要としている。同時に、わが国社会主義革命の継続的深化と社会主義建設の迅速な発展につれて、われわれの政法活動の實踐においても、必然的にわれわれが理論的に研究を深めなければならぬ、いくつかの新しい問題があるだろう。この国内外の革命運動の盛んな発展、マルクス・レーニン主義が世界的規模において勝利を不断に勝ちとるにあたり、現代修正主義に反対することと結びつけて現代世界革命を深く研究すること、とりわけわが国の革命と建設における革命法制活動とその他の政法活動の経験と問題を研究することは、われわれの当面の革命と建設事業に対してだけでなく、将来の革命と建設事業に対しても重大な意義をもち、さらに、われわれ自身の革命と建設事業に対してだけでなく、国際プロレタリアートの革命事業に対しても重大な意義をもつ。

わが国法学研究担当者は、どのような経験と問題を研究すべきか。

研究すべき経験と問題は、疑いなくとも多い。まず第一に、わが国の革命と建設における法制實踐とその他の政法活動の経験と問題をとりあげていえば、第二次国内革命戦争期、抗日民族解放戦争期から全国解放にいたるまでの、各時期の革命法制實踐における一連の経験と問題は、いずれもわれわれが党と毛沢東同志の指導の下において、また、毛沢東同志がすでにわれわれに根本的概括をなした基礎の上に、具体的に当面の實際に結びつく研究を行なわなければならないことを要求する。とりわけ解放後のわが国革命法制實踐の経験と問題には、研究しなければならないことがいっそう多い。たとえば、解放初期のわが国の旧法廃棄、偽『六法全書』の廃棄活動における経験と問題（一九五二—一九五三年の「司法改革」運動における経験と問題、一九五七年の法学界「反右派」闘争における経験と問題およびブルジョア法学思想批判の経験と問題等は、いずれも系統的研究を進めなければならない。われわれは、さらにわが国憲法の制定とその他の立法活動における経験と問題、司法制度の確立と司法活動における経験と問題、裁判制度の確立と裁判活動における経験と問題、檢察制度の確立と檢察活動における経験と問題、およびその他に、たとえば治安管理、労働改造、労働教養、社会改造、人民法廷、人民調解、法律教育、法制宣伝等の活動における経験と問題を研究すべきである。われわれ

にはさらに、研究しなければならない、いっそう多くの新しい問題がある。たとえば、わが国当面の階級と階級闘争情勢の發展状況はどうか。当面の階級闘争が新しい情況を生みだした情勢の下で、われわれの政法活動は、自己の活動の中心をどのように確定し、活動をどのように配置すべきか。どのようにして政法活動において党の大衆路線の活動方針をさらに貫徹するか。どのようにして、大衆に依拠してわが国の人民民主主義独裁制度を強めるか。どのようにして、政法活動において毛沢東同志の二種の矛盾に関する学説原理を具体的に運用するか。当面の情勢の下で、わが国立法活動の任務をいかに確定するか。社会主義法と適法性の性質および作用はどうか。および法律のわが国社会主義経済制度を守るにあたっての作用ならびにとるべき形態の問題、法律のわが国民事關係面を調整する作用およびとるべき形態の問題、社会主義制度下における、国家、集団および個人の三者間の經濟關係と所有權の問題、わが国の労働賃金制度と労働立法の問題、わが国社会主義制度下における婚姻と家庭の問題、わが国の刑罰原則と刑罰における問題、わが国の民事政策と民事法規の問題、わが国刑事訴訟の指導原則と刑事訴訟の問題、わが国民事訴訟の指導原則と民訴における問題など。上述の問題およびその他の實際活動における理論問題と實際問題を研究し、それに見合う著作を著し、これらの活動と問

題において毛沢東思想を具体的に体现し貫徹したことによってどのようにして大きな成果をかちとったか、および毛沢東思想がどのように貫徹されているか等の問題を明らかにすることは、われわれの当面の政法實際活動と今後の長期にわたる法学の發展に対してきわめて重要な役割を果たすであらう。

われわれの視野を拡め、われわれの理論知識と経験を豊かにするために、わが国法学研究担当者はさらに世界各国人民が革命闘争を進める中で、およびそれが勝利をかちとった後における、革命政權の樹立と裁判実践の分野の経験、彼らがこの分野で当面した問題を研究すべきであり、それによって、中に立っていっそう多くの、そしていっそう豊富な教訓を吸収し、われわれの政治および法学理論の水準を高めるべきである。

三

現代修正主義の法学分野における反マルクス・レーニン主義の謬論を批判すること、わが国革命と建設における法制実践と政法活動の経験と問題を研究し、すでに勝利をかちとった各国革命人民のこの分野での経験と問題を研究することは、わが国法学理論戦線が現在直面する二つの最も重要な任務である。この二つの任務に加えてわが国法学理論の隊列を育成し強大にする任務は、われわれについていえば、疑いなく全く重く困難で

あるが、光榮偉大なものであるといふべきである。それは、われわれが大きな努力と頑強な闘志によつてそれを完成することを要求する。二つの任務は、互いに助けあつて効果を上げ、同時に行なわれるものであり、「破」と「立」の統一である。われわれは両者を結合して進めるべきである。このことはまた、われわれが現代修正主義を批判するさいに、同時にわれわれの革命法制と政法活動における経験と問題を研究し、マルクス・レーニン主義を宣伝すべきであるといふことであり、われわれの革命法制実践における経験と問題を研究するさいには、また現代修正主義法学思想に反対することをかなめとしなければならぬといふことである。このようにしてこそ、われわれの批判活動は戦闘力をいっそうもち、またこのようにしてこそ、われわれの経験研究活動はいっそう目的性をもち、現代的意義と實際的価値をいっそうもつ。

わが国法学研究担当者はどのようにすれば、われわれが直面するこの光榮にして偉大な任務をいっそうよくいっそう有効に担当し完成することができるだろうか。

わが国法学戦線は、上述の任務をいっそうよくそしていっそう有効に担当し完成するために、当面の現代修正主義に反対する闘争において、現代修正主義のマルクス・レーニン主義法学原理に対する攻撃を徹底的に粉碎し、マルクス・レーニン主義

を守り發展させるために、また、闘争において科学的価値をそなえた著作をあらわすためには、組織的に措置をとり、わが国法学理論戦線の現にもっている力を、統一的指導、全面的計画の原則指導の下に、力をあつめ分業して責任を負い互いに協力し組織的重点的に活動を行ない、期間を区切りグループに分けて任務を完成すべきことのほかに、いっそう重要なことは、劉少奇同志がわれわれに呼びかけているように、マルクス・レーニン主義をあらためて学習することである。マルクス・レーニン主義者が現代修正主義に反対し、革命活動を立派になす根本的措置の一つであり、わが国法学理論戦線が自己の任務を勝利のうちに担当し、完成する根本的措置の一つでもある。かくのごとくであるのは、現代修正主義者がマルクス・レーニン主義の法に関する理論に対してむけられる攻撃となされる改竄が、マルクス・レーニン主義の基本原理に真向うから反対してなされ、その目的はマルクス・レーニン主義の革命的魂を去勢し、マルクス・レーニン主義を徹底的に改竄し修正するためであり、また、マルクス・レーニン主義は國際共產主義運動の理論的基礎およびプロレタリア革命、プロレタリア独裁の行動の指針であるというだけでなく、われわれの法学の隊伍において、若干の同志がこれまで活動の繁忙もしくはその他

の理由によって、マルクス・レーニン主義の古典著作を学習することをやれず、もしくはしっかりものにしていけないからである。また、若干の同志はすでに学んだことがあるが、それほど深くは学習しておらず、マルクス・レーニン主義を本当には修得していない。彼らのマルクス・レーニン主義の理論的修養水準からいえば、彼らはマルクス・レーニン主義の信奉者であるといえるだけで、まだマルクス・レーニン主義者ではない。すなわち、彼らはまだマルクス・レーニン主義を真に理解せず、さらにマルクス・レーニン主義の原理を真に運用して、当面の革命闘争において法学に関連する理論問題と実際問題に正しく解答しもしくはそれを解決できず、したがって革命隊伍において真に堅固な意志と戦闘力をもった一員となることができない。この革命と反革命、マルクス・レーニン主義と現代修正主義の激烈な格闘と激烈な論戦の闘争において、このような情況は当然にわれわれの重視を引き起さざるをえないし、有効な措置をとってわれわれのマルクス・レーニン主義理論に対する修養を強め、法学理論隊伍の戦闘力を強めざるをえない。マルクス・レーニン主義をあらためて学習することは、正にわれわれの理論的修養と戦闘力を強める根本的方法である。それは、われわれの当面の帝国主義と現代修正主義に反対する闘争、われわれのマルクス・レーニン主義を守り発展させる闘争のいずれ

鉄光「法学理論戦線の戦闘的任務」

に対しても、非常に深い意義をもっている。

マルクス・レーニン主義をあらためて学習することは、われわれについていえば、マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの古典著作を学習することを指すだけでなく、毛沢東同志の著作、とりわけ毛沢東同志の国家と法の問題に関する著作を特に学習しなければならない、ということである。われわれは、毛沢東同志が現代の偉大なマルクス・レーニン主義者であることを知っている。毛沢東思想は、帝国主義が崩壊に向い社会主義が勝利に向う時代に、中国人民の偉大な革命闘争において、マルクス・レーニン主義の普遍的真理を中国革命と建設の具体的実際と結びつけ、創造的に発展したマルクス・レーニン主義である。毛沢東思想は、中国人民が革命と社会主義建設を進める行動の指針であり、帝国主義と現代修正主義に反対する強大な思想的武器である。毛沢東思想をしつかり学習すれば、われわれにマルクス・レーニン主義の精神、実質を深く理解させ、さらにその観点、方法、立場をいっそう把握させ、それらを運用することによって、法学分野の現代修正主義に反対し、革命法制実践と政法活動における理論問題と実際問題に解答しそれらを解決するのに、最も機敏な方法を切り開くであろう。どうすれば、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想を学びとることができるだろうか。この問題で、われわれの光栄な人民

解放軍戦士と幹部は、すでに彼らの実践の中でわれわれに一つの生き生きとした模範を創造し、きわめて貴重な経験を提供している。彼らの経験は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想をしっかりと学ぶにあたって最も重要な点は、「理論が実際に結びつく」学習方針を確実に貫徹することであり、目的をもって学び問題をもって学ぶことであり、いきいきと学んでいきいきと応用し、急用のものを先ず学び、学習と活用を結びつけ、効果がただちにあらわれるようにすることである、とわれわれに教えている。簡単にいえば、活動において学び戦闘において学ぶことである。活動において、そして戦闘においてマルクス・レーニン主義を学習することは、理論と実際の結合する最も有効な方法である。すべての偉大で生命力のある学説もしくは著作は、いずれも実際の行動もしくは戦闘の中で生れたのである。マルクス、エンゲルス、レーニン、スターリンの学説と著作はかくのごとであり、毛沢東同志の学説と著作もかくのごとくである。活動において、そして戦闘において学習せず、閉じこもって役に立たない書物を読むこと、書物を棒読みすることではけつしてものごとを真に学びとることができず、したがってけつして革命活動家のあるべき学習態度でもない。

当然ながら、われわれ理論活動家についていえば、重点的に学び、問題をもって学び、いきいきと学んでいきいきと応用す

る以外に、さらに系統的に学ばなければならない。重点的に学ぶということと系統的に学習することを結合しなければならない。このようにして、われわれの学習は確実に有用なものになり、さらにいっそう全面的なものになり、いっそう高い戦闘力をもったものになる。

法学理論戦線の戦闘的任務をいっそうよく担当し勝利のうちに完成するために、また、われわれの研究活動の水準と研究成果の質をさらに高めるために、上にのべたマルクス・レーニン主義、毛沢東思想をあらためて学習するという根本的措置のほかに、法学研究の資料活動を重視してしっかり行ない、研究活動において充分で確実な分析研究を行なうことは、同様にわれわれが重視すべき根本的に重要性をもつ問題の一つである。この問題があらためて提起されるのは、現在に到るもわれわれの活動においてなおもいくつかの現象が存在するからであり、これらの現象はわれわれの何人かの同志が学術研究活動に対して依然われわれとは異なる見方をしていることを示している。彼らはおおこのような活動に簡単に対処することになれており、たとえば、他の人が適時に任務を完成することを要求される場合に、その人が充分な資料をつかんでいるかどうか、比較的に充分な研究と討論を行なったかどうか、というような問題を提出しないかもしくはきわめて軽く考えている。われわれのいく

つかの論述と著作も同様に、それらが極度に不足の資料ときわめてあわただしい状況の下で、急いで作られたものであることを示している。このようにして、われわれの研究活動の水準と研究成果の質はきわめて不利な影響を受けざるをえない。

われわれは、學術研究活動が一般にいわれる理論宣伝活動と異なるのは、正にそれによって一般的に問題を説明しもしくはできあいの結論で問題を説明すれば、それで充分であるだけではなく、大量の関連する歴史的材料もしくは現実材料に対してなされる系統的、総合的な分析研究を通じなければならず、このようにしてこそしかるべき事物の發展法則になつた新しい結論を獲得することができる、と考える。資料を掌握せず充分で確実な分析研究を行なわないならば、よい結果を獲得することができない。これは探索と創造の過程であり、事物の單純な重複もしくは模倣ではない。この過程に任意に対処することは、研究活動についていえばきわめて有害である。その次に、結論を出し、かつすでにある結論を運用して問題に解答しもしくは説明をするさいに、問題を説明しうる充分な論拠を提出し、それによつて得られる結論を支持しなければならぬ。論拠がなく、もしくは論拠が不充分ならば説得力のある論述はなしえないし、學術論著に特有の役割を果たすことができない。現代修正主義法学批判をとりあげていえば、正しく打撃を加え有力

に批判するために、現代修正主義者の法学分野における論点資料を掌握して、彼らがどのような問題において、またどのような点で、マルクス・レーニン主義の法に関する原理を歪曲し改竄しているかを知らなければならぬだけでなく、さらに彼らのいわゆる理論がどのようにして發生し發展してきたのか、現代修正主義と旧來の修正主義および帝國主義的反動的ブルジョア法学の間にどのような類似点と相違点が存在するか等の資料を掌握しなければならぬ。比較的充分な資料があれば、さらに充分で確実な分析研究によつて、現代修正主義法学思想の實質と根源の所在を明確にすることができるし、これらの實質的問題をしっかりとつかみ、深く徹底した暴露と批判を加えることができる。わが國革命法制活動の經驗と問題を明らかにするさいに、われわれの叙述を貧弱無力化もしくは一般化させないようにするために、同様に充分な論拠がなければならず、この点をなすには充分な資料と充分な研究が絶対に輕視できない。

正に學術活動は一般理論の宣伝活動と異なる特徴をもつことにより、法学研究活動の水準と研究成果の質を高め、われわれの法学を繁榮發展させるには、法学理論戦線はさらにマルクス・レーニン主義、毛沢東思想の指導の下に「百家争鳴」の方針をひきつづき堅持し、また、この方針を法学研究活動においていっそう貫徹させる措置をとらなければならない。「百家争鳴」の

方針は、党と毛沢東同志がわれわれに指摘する、わが国の学術文化を繁栄発展させる重要な方針である。これまでわれわれは、この方針を貫徹する活動においてすでに顕著な成果を勝ちとっており、たとえば、われわれの文芸活動であるが、この分野における成果はきわめて顕著である。法学は階級性、政治性のもとも強い科学であるが、「百家争鳴」の方針を貫徹しなくてよいということではけつしてない。現在の問題は、主として、誤りを犯すのではないかというような思想上の懸念をまず克服しなければならぬということである。「誤りを犯すかも知れない」、これは学術と政治の区別に対して不明確であることの思想上の表現であり、人の思想が完全に革命化していないことの表現である。革命的科学活動家の任務は、世界を認識し世界を改造することである、ということ指摘すべきである。世界を認識することは、相当に複雑で困難な任務であり、長期の探索と何回もの反復によってこそ解決することができ。探索過程において、あれこれの誤りが生ずることはさけがたいことである。革命的科学活動家は誤りを犯すかも知れないからといって革命を放棄したり、世界を認識し世界を改造する任務をけつして放棄すべきでない。その次に、学術問題上の誤りは改めることができる。周揚同志は彼の報告で、すでにわれわれに指摘している。すなわち、「わが国学術界のいかなる人も、意識的に社会

主義の道に反対し、中国共産党の指導に反対しないかぎり、また、真理を求める願望と情熱があるかぎり、理論問題と学術問題において何らかの誤りにおちいったとしても、討論と実践をつうじて改めることができるし、また改めるべきものである。」周揚同志が提出した、学術問題において誤れる問題に対処する原則は、上述の思想的懸念を有する同志に、そのような懸念が全く不必要であるということを確認させる。

さらに、確實で有効な措置をとるには、「百家争鳴」の方針を法学研究活動においていっそう貫徹させることである。われわれは、法学研究活動についていえば、「百家争鳴」とは相互討論であると考え。学術問題において相互討論の方法を実行してこそ、人々の思想認識をいっそう全面的に、いっそう充分に発展させることができるし、人々の理論水準もいっそう速く向上することができ、また、いっそう大きな成果を勝ちとることができる。したがって、われわれの理論的水準と認識を高め、われわれの学術を繁栄発展させるために、わが国法学界は今後の学術活動において、比較的に重要でまた普遍的意義を有する問題について、いっそう多く学術討論会を行ない、討論会においては論点を出し討論ないし弁論を行ない、もしくは出版物を通じて同じ性質の討論ないし弁論を行ない、それによってわれわれの学術思想を活発にすべきである。このようにして、大衆の知

恵を集めてより正しい意見を得ること(集思広益)、相互に協力して双方の能力と役割をいっそう發揮させること(相得益彰)のよい点を手にすることができ、それによってわれわれの法学理論戦線をいっそう繁榮し發展した段階にまで進ませることができ。

当然ながらわれわれが、法学界が學術上の相互討論をいっそう多く行なうべきであるということは、けっして自由化を提唱することと同じでない。「自由化」は、帝國主義と現代修正主義が宣揚し実行する方針の一つであり、それは社會主義國家と人民に向けて提出されたものである。目的は社會主義國家と人民の革命的意志を「軟化」し、彼らに革命の道を離れさせ、マルクス・レーニン主義を離れさせ、墮落變質させ、さらに資本主義を復活させることにある。われわれが実行する「百家争鳴」は、正に前述したように、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想の指導の下での「百家争鳴」である。このことは、マルクス・レーニン主義がわれわれの方向であるということである。方向の問題においては、「百家争鳴」をいうことはできない。しかし、方向の一致は學術思想上の統一化とけっして同じではないということ指摘しなければならぬ。マルクス・レーニン主義によって指導することを學術思想を独占することであるとみなすことは、帝國主義と現代修正主義者の故意の歪曲と侮

辱にはかならず、それ以外のものではありえない。

われわれが直面する上述の任務をいっそうよく担当し完成し、また、活動においていっそう多くの価値のある貢献をなし、それによって革命を推進しマルクス・レーニン主義を守り發展させるために、わが國法学研究担当者はマルクス・レーニン主義をあらためて学習し、資料活動を重視し、しっかりと行ない、活動において充分で確実な分析研究を行なわなければならないだけでなく、また、法学理論戦線において「百家争鳴」の方針をひきつづき貫徹し、學術上の相互討論を激勵するだけでなく、さらにマルクス・レーニン主義、毛沢東思想の指導の下に、活動において大胆な研究と探索を行なわなければならない。すなわち、われわれは研究活動において創造性を發揮し大胆な創造を行なわなければならない。われわれはすでにしばしば述べたが、マルクス・レーニン主義學說自体が新しい創造の一つである。マルクス・レーニン主義は革命的學說であるので革命的學說は創造的にならざるをえないし、すべての古いものを、すなわちすでに過去のものとなっている、革命的前進と發展を阻害する學說を打破せざるをえない。法学研究活動の創造性は、すべての古い、反革命的(封建的、ブルジョア的および修正主義的なものを含む)法学觀點、法学理論体系に対して徹底的な清算を行ない、根本から旧法思想の遺毒を取り除き、旧法の桎梏

を打破し、同時に新しい、革命的な、プロレタリアートの政治闘争に奉仕する法学を樹立することではない。しかし、マルクス・レーニン主義は、また科学的共産主義の学説である。科学的共産主義の学説は、革命の実践において生れ、また、ひるがえって革命実践を指導するものである。したがって法学上の創造的活動はマルクス・レーニン主義の指導の下に、すなわち、マルクス・レーニン主義の立場、観点、方法によって、革命法制と政法活動における理論問題と実際問題を研究し探索せざるをえない。つまり、マルクス・レーニン主義の国家に関する、そしてプロレタリアート独裁の学説に関する普遍的真理を当面の革命法制と政法実践に結合し、研究と分析を行ない、新しい探索を行ない、新しい結論をさがし求め、それによって新しい問題を提示し説明することであって、主観的憶測であってはならない。主観的憶測は、すべての搾取階級の反動的な観念論的研究方法である。それは、歴史的発展法則に違反する、反革命的な現代修正主義の法学を生みだすにすぎず、マルクス・レーニン主義ではありえない。

四

現代修正主義に反対することは、当面のイデオロギー領域におけるプロレタリア思想とブルジョア思想、真のマルクス・レ

ーニン主義といつわりのマルクス・レーニン主義の間の尖鋭激烈な闘争である。この闘争は、きわめて複雑な階級闘争である。それは、長期的であり困難でもある。このような闘争において、法学理論戦線は、哲学、政治経済学等の學術戦線と同様に最前列に立っている。この闘争において、現代修正主義の攻撃を粉碎し、最終的にそれを打破し、その法学領域におけるすべての反マルクス・レーニン主義の謬論と思想的影響をとり除くために、わが国法学研究担当者は党と毛沢東同志の指導の下に積極的に批判闘争に参加すると同時に、現代修正主義に反対することをかなめとし、当面の革命闘争における革命法制問題と経験についての研究、とりわけ、わが国社会主義革命と社会主義建設における革命法制と政法活動に対する研究を強化しなければならず、また研究の基礎においてより高いマルクス・レーニン主義の水準と科学的価値をそなえた法学論文著作をあらわし、当面の革命法制活動と政法活動の実践に奉仕するため、プロレタリア独裁制度を強固にし、マルクス・レーニン主義法学を守り発展させるために、しかるべき貢献をしなければならぬ。

周揚同志はかつてわれわれに、現在われわれは正に偉大な社会主義の時代、人民英雄輩出の時代におり、學術上においては群星かがやく時代であるべきであると指摘した。このような時

代にあつて、われわれ法学研究担当者には、マルクス・レーニン主義を法学の領域においても光彩を放たさせる責任がある。これは光榮で偉大な戰闘的任務であり、われわれはどうしても引き受けざるをえない。われわれには偉大な党と毛沢東同志の指導があり、また幾万幾億の人民の英雄的でおそれなき革命闘争の実踐の激勵があり、われわれはこの偉大な革命的理論闘争において現代がわれわれに對して提起している要求にそむかず、われわれの負っている任務をいっそうよくすぐれて効果的に必ずや完成しなければならず、また、必ずや完成できるのである。戰闘のラッパは鳴っており、われわれは肩を並べて前進しよう。

〔訳者後記〕

ここに訳出する解鉄光（当時中国科学院法学研究所副所長）の論文「法学理論戰綫的戰斗任務」は、およそ十年前に『政法研究』一九六四年第二期に發表されたものであり、文革前の中国法理論の動向を示している。

歴史的背景としては、ソ連共産党第三十二回大会（六一年十月）の「新綱領」路線と中国共産党第八期十中全会（六二年九月）の「過渡期階級闘争」路線の根本的對立を基軸として、中国側からなされる現代修正主義批判に留意しなければならぬ

鉄光「法学理論戰綫的戰闘的任務」

であらう。

論じられている主な内容は、(1)現代修正主義法学批判、(2)法学研究活動の方針と基本的任務、(3)研究すべき經驗と問題、(4)法学分野における「百家争鳴」の貫徹の諸点にわたる。

この論文から中国の法学者が一九六四年の時点で、法理論上の諸課題とそれらを達成するための道筋をいかに把えていたかをおおよそ理解できる。そして、そこで出されている論点は、中国法の發展を歴史的に、また全面的に振り返ってみるさいの一つの手がかりになるものである。

中国法学界は文革を経て再編されるであらうが、文革前後での中国法学者の課題意識の相違ないし継承發展、法の本質把握をめぐる「実権派」と「主流派」の相違、「百家争鳴」の内実などを今後考えてみる上に、この論文は有用な材料を提供するものと思われる。

関連資料としては、周揚「哲学、社会科学工作者の戰闘的任務」（『北京周報』一九六四年一月七日号）、福島正夫「中ソ論争と法の理論」（『法律時報』三七卷一二号）、第三回訪中法律家代表团「革命のなかの中国」（六六頁以下、三一―一頁以下）、青年法律家訪中代表团『法律家のみた中国』（一九五頁以下）等を参照していただきたい。